

「共通性」と「多様性」からみた指導要領改訂

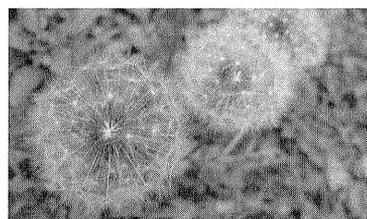
岡部善平（小樽商科大学准教授）

各学校の教育課程のおおもとをなす学習指導要領。中央教育審議会は、この学習指導要領の新しい在り方を示す「幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領の改善について」（以下、「答申」と略記）を、2008年1月17日付で文部科学大臣に答申した。この「答申」を受け、3月28日に小・中学校の学習指導要領および幼稚園の教育要領が告示されたが、高等学校および特別支援学校についても今後、改訂案が公表されることになる。

周知のように、学習指導要領はほぼ10年に一度の割合で改訂されてきた。これまで高等学校については7次の改訂が行われてきたが、今回のようにマスコミ報道等を通じて人々の注目を集めている改訂も珍しいのではないだろうか。

学力低下をめぐる一連の論争やそれに続く国内外での学力調査の結果から、「ゆとり教育」と総称されてきたこれまでの教育課程の在り方に厳しい批判の目が向けられている。また一方

特集 新学習指導要領の方向性と高校の課題



で、教育基本法や学校教育法の改正が行われ、わが国の学校教育を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況の中で提出されたのが、今回の「答申」である。私たちはこれをどう読み、どのように理解していけばいいのだろうか。

ここでは、今回の「答申」の方向性とこれが高校教育に及ぼす影響について、高校教育の「共通性」と「多様性」をキーワードに概観してみたい。

高校教育における「共通性」と「多様性」

高等学校の教育課程が義務教育段階のそれと異なる点として、①単位制であること、②必修教科・科目と選択教科・科目が設定されていること、を挙げることができる。特に②に関して、現行の学習指導要領では中学校においても選択教科が導入されているが、今回の「答申」およびその後の学習指導要領におい

て、中学校における選択教科が標準時数には含まれないことになった。このことから、今回の「答申」によって、必修教科・科目および選択教科・科目の存在とそのありようは、高校の教育課程の独自性を示す顕著な特徴となった、とすることができ

る。必修教科・科目と選択教科・科目の存在を高校の教育課程に独自の基本的な特徴と見なした場合、次に問題となるのは、

・どのような教育内容を必修科目あるいは選択科目とするか

・それらをどのようなバランスで配置するか
といった「教育内容の配分」の仕方である。

これは換言すれば、各高校の教育課程を必修科目を通してどの程度共通のものにし、選択科目を用いてどの程度多様なものにするかという問題、すなわち教育課程の「共通性」と「多様性」のバランスの問題を表している。

今回の「答申」においても、高等学校の教育課程の枠組みとして「高等学校教育の共通性と多様性」に関する項目が設けられ、その中で「高校生に必要な最低限な知識・技能と教養の幅を確保するという必修科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスを図る必要がある」と述べられている。このバランスの在り方が、指導要領改訂後の高校での教育課程の方向性を考え

る上で一つのポイントとなるだろう。

高校教育における「共通性」と「多様性」の問題については、これまでも繰り返し議論されてきた。山口満氏が述べているように、高校の教育課程は、戦後の発足当初から「一方では大幅な選択教科制を採りながら、同時に、課程や進路の違いにかかわらず国民の共通に必要なとされる教養を与えるための共通必修科目制を採用している」ことを特色としてきた。

その後の改訂を通じて必修と選択の科目数および単位数は大きく変動してきたが、1978年の改訂以降、おおむね共通の必修科目は削減され、選択必修科目あるいは選択科目が増加される傾向にあった。

「共通性」と「多様性」のバランスを図る中で、どちらかといえば「多様性」への対応を重視する方向性を強めてきたのである。

「共通性」と「多様性」からみた指導要領改訂のポイント

それでは、今回の「答申」では、教育課程の「共通性」と「多様性」はどのような形でバランスを取るよう図られているだろうか。

卒業に必要な修得総単位数は、現行の学習指導要領と同様の74単位。そのうち必修単位数は、現行の31単位から4単位増の35単位となっている（ただし31単位まで減可）。単位数のみ

に着目すれば「微増」の範囲といえることができるのだが、ここで注目しておきたいのは次の2点である。

第一に、これまで選択必修修制を採ってきた国語、数学、外国語に共通必修修科目が設定された点である。すなわち、

国語・現行では「国語表現Ⅰ」および「国語総合」のうちから1科目を選択し必修修することとなっているが、改訂後は「国語総合」を共通に必修修

数学・現行では「数学基礎」および「数学Ⅰ」のうちから1科目を選択し必修修することとなっているが、改訂後は「数学Ⅰ」を共通に必修修

外国語・現行では「オーラルコミュニケーションⅠ」および「英語Ⅰ」のうちから1科目を選択し必修修することとなっているが、改訂後は「コミュニケーション英語Ⅰ」を共通に必修修

現行の学習指導要領は、保健体育以外の教科において何らかの形で選択制を導入し、教育課程の「多様性」を高めることを志向するものであった。それに対して今回の改訂案は、学習者および各学校による教育内容の選択幅を縮減し、共通の必修修教科・科目を増加することによって、教育課程の「共通性」を高めることを志向していると解釈することができる。

第二に、現行の学習指導要領と同様に選択必修修の形式を採

る地理歴史、公民、理科等の科目構成である。

一昨年末のいわゆる「未履修問題」が表面化するきっかけともなった地理歴史であるが、現行と同様、世界史が選択必修修科目として「踏みとどまる」こととなった。

また、検討課題とされてきた地理歴史に関する総合的な科目の設置については、今回は見送られている。世界史も含め、地理歴史に関しては科目構成、履修の仕方のいずれについても現行と変化はない。

それに対して、理科はどうだろうか。これまで必修修科目とされてきた「理科基礎」「理科総合A」および「理科総合B」はなくなり、新たに「科学と人間生活」、「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」（「基礎を付した科目」）、および「課題研究」が開設され、「科学と人間生活」を含む2科目か、「基礎を付した科目」3科目が必修修とされた。

「答申」における理科の科目群は上記の科目と「物理」「化学」「生物」「地学」から構成されているが、注意しなければならぬのは、「物理」「化学」「生物」「地学」はそれぞれの「基礎を付した科目」を履修させた後に履修させるようにする、とされている点である。

仮に「物理」「化学」「生物」「地学」の4領域中2領域以上の科目を履修しようとするならば「基礎を付した科目」についても2領域以上の科目を履修する必要がある。この場合、「基礎を付した科目」2科目では必修修要件を満たさないため、実

質的に理科は3科目履修することとなる可能性が強い。限られた授業時数の中で3領域の科目が履修されとなれば、おのずと各学校の教育課程の「共通性」は高くなるだろう。

地理歴史にしても理科にしても、選択履修の形式を採りながら、その実選択の余地は現行の学習指導要領と比べて同等あるいは限定的なものになっていると言えるのではないだろうか。

振り子のゆくえは…

先述したように、1978年以降の学習指導要領の改訂は、科目の選択幅を広げることによって高校教育の「多様性」に対応することを重視する傾向にあった。

ところが今回の「答申」を概観する限り、次の指導要領改訂は、これまでとは一転して必修科目を通じ高校教育の「共通性」を高めていくことを意図している印象を受ける。

志水宏吉氏が述べているが、教育課程の改革の動きは、2つの極を行き来する振り子に例えられる⁽²⁾。今回について言うならば、「共通性」と「多様性」という2つの極を行き来する振り子が、「多様性」へと傾いていたこれまでの動きを反転させたかのようなのである。

教育課程が「共通性」を高めることについては、さまざまな見解があるだろう。同年代の学習者に共通に必要とされる知識・技能を身につけさせる上で、高校が必修教科・科目を通して

教育機関としての一定の「共通性」を保つことには重要な意味がある。

しかし、どのような教育内容を通じて、どの程度の「共通性」を保つのかという点に関しては、容易に答えの出るものではない。そもそも高校の教育課程は、一律に学ぶべき内容の基準を定めることができるほど一枚岩のものではないのである。

例えば、「答申」で示された必修科目とは別に、東京都の公立高校では「奉仕」を、茨城県では「道徳」を、そして神奈川県では「日本史」を、それぞれ独自に必修科目として設定し、あるいは設定しようとしている。

これらの必修科目設定の是非についてここで議論することはできないが、少なくとも言えることは、各地域・学校・生徒の多様な実情を含み込んだ上で、どういった形の共通性を構築するかについて入念な検討が行われなければならない、ということではないだろうか。

(1) 山口満 編著『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版(1995年)

(2) 荻谷剛彦、志水宏吉 編著『学校臨床社会学―「教育問題」をどう考えるか―』放送大学教育振興会(2003年)